

# 著作権

## ～あなたのその行為は著作権法違反？～

### はじめに

1 億総クリエイターと呼ばれる現代社会。我々の人生で一度も創作活動を行ったことがない者などいないであろう。一生の中で、人々は書を習い、句を詠み、絵を描き、日記をつけ、ラブレターを書く。デジタル化した昨今においては、我々はケータイ片手に散歩に出、気に入った風景をすぐさま写真に収めることができ、さらにはその写真をインターネットを使って簡単に不特定多数へと発信できるようになった。我々是一生の中で何度も“創作者（クリエイター）”となりうるのだ。そのような“創作者”を守り、彼らに自らの“創作物”の占有を正当化させるための最強の制度こそが「著作権」である。

あるいは逆に、あなたが他人の“創作物”を使う場合もある。例えばコピー。家にも会社にも学校にもコンビニにも、様々な場所にコピー機が存在する。もしかしたら私たちはコピーを行う際に知らず知らずのうちに著作権侵害を行っているかもしれない。情報化の現代、著作権侵害は我々の身近で起こっている可能性もあるのだ。

これからますます重要になってくるであろう「著作権」を取り上げることで、将来皆さまが著作権問題で面倒にならないための一助となってくれば幸いである。本勉強会が皆さまの「著作権」に対する興味を少しでも育むものになることを期待する。

## 目次

- (Ⅰ) 著作権とは
- (Ⅱ) 著作権の歴史
- (Ⅲ) 著作権（著作者の権利）
- (Ⅳ) 著作隣接権
- (Ⅴ) 著作権の制限
- (Ⅵ) 著作権侵害
- (Ⅶ) まとめ
- (Ⅷ) 参考文献

(I) 著作権とは



(注) 林幸助『ちょっと待って、そのコピー！ 著作権侵害の罪と罰』実業之日本社,2008・『知的財産権の種類』[http://www.ipa.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.ipa.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm) (2013年12月19日アクセス)より筆者作成。

(1) 著作権とは

1

著作物を排他的に支配しうる権利のことで、特許権、実用新案権などの工業所有権（産業財産権）と並んで、無体財産権（知的財産権）の一種である。

(2) 保護の目的

<著作権法第1条>

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し  
著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、  
これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、  
著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権法は、文化の発展に寄与するため、多彩な著作物の創作を促すことを目的とする法である。その目的を達成するため、権利の成立について著作物の登録などを必要としない無方式主義をとり、かつ、権利の性質を相対権とする方法をとっている。無方式主義による権利の保護は、多彩な著作物を漏れなく保護することを可能にする。また、権利の性質を相対権としておけば、各人がその創作に係る著作物を利用する限り、他人から権利の行使を受けることがないため、多彩な著作物の創作が促される。

このことから一般に著作権とは、

「自分の著作物を他人に勝手に使われない権利」

または

「自分の著作物を他人に使われることを許可するかしないかを選択できる権利」

と解釈されている。

<sup>1</sup> 『著作権』日本大百科全書(ニッポニカ),JapanKnowlwdge<<http://www.jkn21.com>>  
(2013年12月14日アクセス)

(3) 著作物……<著作権法第2条第1項>

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、  
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

⇒ つまり、著作物の定義は、

- ① 思想又は感情
- ② 創作性
- ③ 表現したもの
- ④ 文芸・芸術・美術・音楽の範囲に属するもの

の4つの要素によって構成される。

⇒ 要するに、著作物となりえるためには、

- ① 著作者の個性が何らかの形で表れていけばよい。
- ② 誰が創っても同様の内容になるようなありふれた表現でないもの。
- ③ 単に頭の中で思いついたというのみではなく、実際に

この世の中に著すということが必要。またそれは「物」ではなく「もの」であるので、歌などのように実際に物質としてこの世に存在していなくてもよい。

- ④ 文芸・芸術・美術・音楽の範囲に属するもの。

これも著作物

(2013年11月1日筆者撮影)

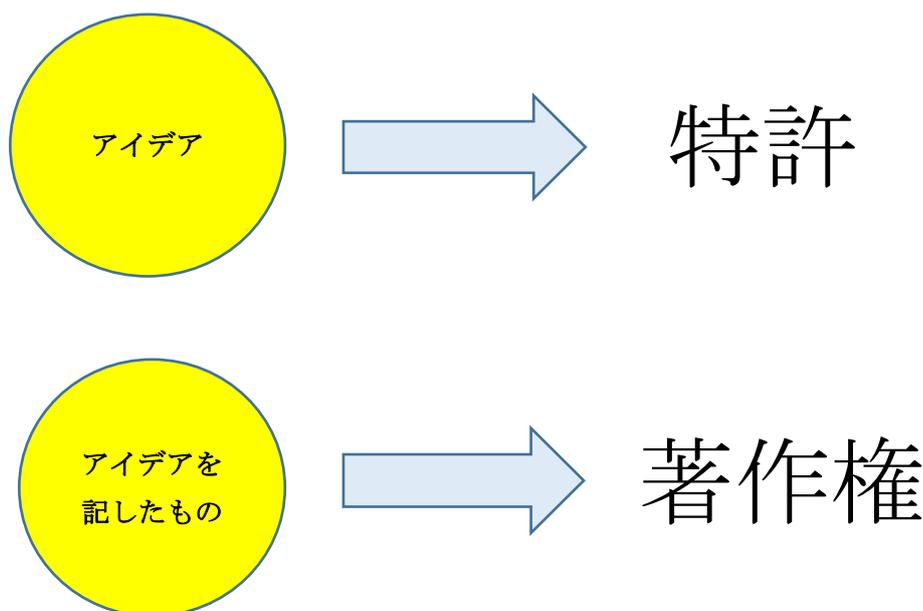


<sup>2</sup> 1995年12月18日に東京地裁で行われた「ラストメッセージ in 最終号事件」の裁判の判決において、「休刊又は廃刊となった雑誌の最終号において（中略）少なくとも当該雑誌は今号限りで休刊又は廃刊となる旨の告知、読者等に対する感謝の念あるいはお詫びの表明、休刊又は廃刊になるのは残念である旨の感情の表明が本件記事の内容となることは常識上当然であり、また、当該雑誌のこれまでの編集方針の骨子、休廃刊後の再発行や新雑誌発行等の予定の説明をすること、同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨要望することも営業上当然であるから、これらの5つの内容をありふれた表現で記述しているにすぎないものは、創作性を欠く」との見解が示された。

逆に、著作物として扱われないものは、

① アイデアやノウハウやデータなどといったものである。<sup>345</sup>

⇒ アイデアやノウハウといったものは「表現されたもの」ではないため著作物とはなりにくい。また、事実や自然科学などのデータは「思想又は感情を創作的に表現」したものではないので著作物とはなりにくい。しかし、それらのアイデア・ノウハウ・データなどを実際に書籍や論文などにまとめれば、それは「表現されたもの」となり、またそこには“文章の書き方”などといった作者の個性が表れてくるので、著作物となりえる。



<sup>3</sup> 小説や手品などの“ネタ”は著作物にはならない。それらはあくまで“アイデア”として認識され、著作権の保護の対象にはならない。つまり、推理小説などで同じトリックを使っている、異なるストーリーであればいくら書いても構わず、誰かの手品を真似しても、それらは「著作権法」の問題ではない。

<sup>4</sup> 料理のレシピなどの“ノウハウ”も著作権としては認められない。しかしそのレシピが「〇〇店レシピ集」などといった形になればその“本”は著作物となる。

<sup>5</sup> 1974年9月25日に大阪地裁で行われた「発光ダイオード論文事件」の裁判の判決において、「自然科学上の法則は、万人に共通した真理であるから、誰でも自由な利用が許されるべきであり、(論文中の) 個々の法則を説明した部分については、著作権は認められない」との見解が示された。

② 著作権法第 13 条で定められているもの。

<著作権法第 13 条>

次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

⇒ 憲法や法令、裁判所の判決などの著作物については、仮に無断で使われたとしても、特定の個人が不利益を被るわけではない。逆に、もし国民がこれらの情報を自由に使えないとすると様々な場面で不都合が起こることがありうる。そのため、以上に挙げたようなものは最初から「著作権の対象外」として法律で定められているのである。

(4) 無方式主義……<著作権法第 17 条第 2 項>

**著作者人格権及び著作権の享有には、  
いかなる方式の履行をも要しない。**

著作物の享有には、いかなる方式の履行も必要としないため、著作物の創作があれば、それだけで著作権は成立する。これを「無方式主義」という。これはベルヌ条約の基本原則の 1 つを国内法化したものである。

⇒ つまり、各々が何かを創作した際には、特別な手続き等を踏まえることなく、その創作物は各々の著作物となり、各々はその著作物に対する著作権を持つ。

(5) 相対権……著作権は、“利用する側”と“利用される側”の一対一の関係でのみ効力が発揮される。このような性質の権利のことを相対権という。また、著作権は、自分が創作した著作物の無断利用だけを禁止することのできる権利である。つまり、著作物に盛り込まれている表現上の思想感情が偶然に同一であっても、それは著作権の侵害とはならず<sup>6</sup>、行為者の過失の有無も問われない<sup>7</sup>。これは、多彩な著作物が生み出される環境を法的に保障するためである。偶然の同一により同じような表現の作品が作られた際にも著作権の効力が発揮されてしまうのは、著作者にとって過大な保護になってしまい、他人の創作活動を委縮させることになりかねない。著作権とは、「文化の発展のため(1条)」に存在していることを忘れてはならない。

(6) 保護期間……<著作権法第51条> (原則)

1 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。  
2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)五十年を経過するまでの間、存続する。

#### 保護期間の例外

- 共同著作物……最終的に死亡した著作者の死後 50年を経過するまで存続する(51条2項)。
- 無名または変名の著作物……公表後 50年を経過するまで存続するのが原則(52条1項)。“公表後”としたのは、無名や変名の著作物については著作者の死亡の有無や死亡日を把握することが難しく、著作権の存続期間を原則通りに確定することが困難だから。
- 団体名義の著作物……公表後 50年を経過するまで存続する(53条1項)。著作物が団体の名義になっていると、著作者を特定することが難しく、著作権の存続期間を原則通りに確定することが一般に困難であるため。
- 映画の著作物……公表後 70年を経過するまで存続する(54条1項)。映画というものは日本国内だけでなく世界に向けて輸出するものもあるため、世界の国々と歩調を合わせたという背景がある(ベルヌ条約の相互主義)。

<sup>6</sup> 大審院判決(明治38年5月5日)

<sup>7</sup> 最高裁判決(昭和53年9月7日)

ちなみに、

著作権の存続期間の計算方法は、著作権法第 57 条において、  
「著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日の  
それぞれ属する年の翌年から起算する」  
とされている。

## (II) 著作権の歴史

### (1) グーテンベルクと著作権

「著作権」そしてその大元の「知的財産権」の源流は 14 世紀～16 世紀に渡るルネサンス期に遡る。当時貿易で栄えていたヴェネチア共和国に一雄あり。彼こそグーテンベルクである。

ドイツ人・グーテンベルクによって 1450 年頃に発明された活版印刷技術が普及、改良され、新しい技術を持つ印刷業者が台頭。ヴェネチアは彼らに「特許状」を与え、独占的に出版事業を展開することを許した。

これは書籍の検閲や海賊版への対策（著作権の原型）であった以上に、他国からの新技術の導入で閉鎖的なギルド（職人組合）に刺激を与え、競争意識を芽生えさせる効果を狙った経済政策であった。

そのため、特許状の仕組みはヴェネチアの主要な産業、ガラス工芸品やその他の加工技術にも適用されていった。新規の技術やデザインなどは競争による高度な発展を遂げ、ついには 1474 年にこの「特許状」の政策が「発明者条例」として法制化され、これが世界最初の成分特許法と言われている。

この特許制度は、新技術を公開する代わりに、一定期間（当初は 10 年）その技術を独占できるというもので、そのことで技術の流出を防ぎ、さらに新たな発明や技術発展を生み、ヴェネチアの発展を支えた。

しかし、全てが全て正の面では無い。印刷技術の発達によって公衆への大量頒布が可能となり、メディアの時代が始まった。これによって儲かるのは本の出版元と印刷会社だけで、著作者には原稿代とせいぜい何らかのボーナスしか与えられなかった。これでは作家が自らの作品の対価を正当に得られないということで、著作者の権利を求める動きが作家側から強く起こり、現在の世界の著作権制度のベースとなっているベルヌ条約成立へと繋がっていく。

## (2) ビクトル・ユゴーとベルヌ条約

出版技術の発達により出版社や著作者の権利が問題視されるようになり、さまざまな国内法が作られるようになった。しかしながら、著作者の権利の保護は十分ではなく、また国際的な保護の枠組みは無かった。

当時、外国人の創作した著作物を自国で保護する場合、あるいは自国人の創作した著作物が外国で保護を受ける場合には、二国間条約の締結という方法しかなかった。しかし、このような二国間条約は締約当事国以外の第三国との関係において無力であるし、また各国の著作権法が著作権取得のための登録に複雑な要件をそれぞれ課しているために、実際に他国で著作権を取得することは困難であった。

そこで、二国間条約以外の方法により著作権を国際的に保護する要請が、特に各国の文学者をもって組織される国際文芸家協会を中心に主張されるようになった。そんな時に現れたのが、『レ・ミゼラブル（ああ無情）』の作者として知られるビクトル・ユゴーである。ユゴーは国会議員も務めた政治家であり、彼は1878年にパリで開かれた万国博覧会の場を利用して、著作者の権利確立のための運動を展開した。

そうした運動が実を結び、スイス政府の呼びかけによって1884年国際会議が招集され、ユゴーの死の翌年の1886年にスイスのベルンで「ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）」が成立したのである。

その後ベルヌ条約は、おおよそ20年毎に改正されてきた。世の中で新たな媒体が出現し、社会のシステムとして確立すると、それに対応して必要な権利を創設し著作者の権利を時代に合わせて保護してきたのである。

また、ベルヌ条約に先立ち、1883年にパリにおいて「パリ条約（工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約）」が制定され、工業所有権（サービス・マーク、商号、原産地表示等を含む）の保護について、内国民待遇の原則、優先権、周知商標の保護、不正競争の防止等が各国に求められた。

## (3) 著作権の持つ2つの概念

少々時を遡り15世紀イギリスへ。名誉革命（1688年）により国王大権が廃止され、それまで特権を与えられていた書籍出版ギルドの独占権も崩壊の危機にあった。また、当時のイギリスは、オランダやスコットランドなどからの安価な書籍輸入や海賊版の脅威に脅かされてもいた。

そこで、書籍出版業者たちは“学問の普及と著作者の経済的な保護”を名目として“著作者との原稿取得契約をもって出版を独占できる権利とする”よう

に議会に請願した。この請願を受けて、1709年（1710年国王承認）に「著作権法」が成立し、これは当時のイギリス女王名から「アン女王法」と呼ばれ、この法律が“著作者個人の権利を認めた世界最初の著作権法である”という定説になっている。

しかしこの法律は先にも述べたように、あくまでも“著作者との原稿取得契約をもって出版を独占できる権利とする”といったように、著作者の権利ではなく「既得権益」の確保にあったとも言える。そのため先に挙げた定説に対し、“「アン女王法」は書籍出版業者の権益を確保するために手段にすぎない”との見解から、“近代的著作権制度の成立は、フランス革命による「人権宣言」をもとに生まれたフランスの著作権法「1793年法」だ”とする説もある。

「アン女王法」と「1793年法」の違いは、「著作権」の本質を、

- ・「アン女王法」は流通マーケットの中での経済的権利として見ているが、
- ・「1793年法」では著作者の精神的産物の権利と見ている。

イギリスでは、著作物を出版社との契約を基にする金銭的なもの・商品のひとつとして考えられていたが、革命によって出版社の権利も廃止したフランスでは、人権思想を背景に、著作者個人の権利が前面に出てきている。フランスでは、著作物は著作者の精神的産物である以上、“あらゆる所有権の中でも、もっとも個人的な権利だ”として、著作者の名誉や誇りといった人格的権利と、経済的対価を同列に考えている。

これは、「著作権」という言葉が、英語では「Copyright」（〈原稿の〉複製の権利）といい、フランス語では「Droit d' auteur」（著作者の権利）ということにも如実に表れている。

#### （４）日本における著作権

日本に初めて「著作権」と「特許」の制度を紹介したのは、西洋の知識を吸収してきた福澤諭吉と友人の神田孝平であった。

1869年（明治2年）に「出版条例」が制定され、我が国初の著作権に関する法律となった。また、特許については、神田孝平らによって制度が準備され、1872年（明治4年）に専売の規則が布告されたのであった。その後、1887年（明治20年）には「出版条例」は「版權条例」となり、特許制度も1885年（明治18年）に「専売特許條例」が公布され、初代専売特許局長（現在の特許庁長官）には、高橋是清が就任した。

明治政府は、1858年（安政5年）の「日米修好通商条約」をはじめとする不平等条約を改正することを長年の悲願としていた。紀州沖で起きた「ノルマントン号事件」（明治19年）などにより国民の間では不平等条約撤廃の機運が高まりを見せた。

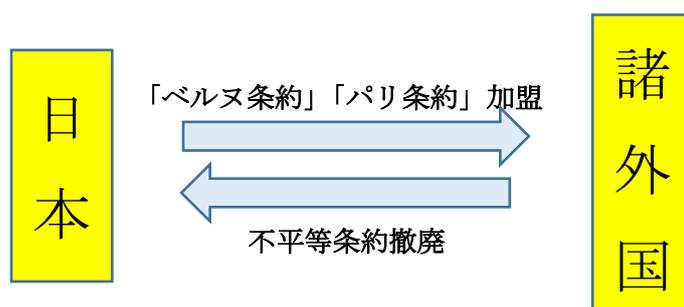
そして、それら不平等条約撤廃の外国からの条件として、『ベルヌ条約』（著作権）と『パリ条約』（特許）の加盟』というものがあつたのだ。

ちなみに、

外国からの条件として『「ベルヌ条約」（著作権）と「パリ条約」（特許）の加盟』というものが要求されたが、これは何も日本が遅れていたという訳ではないかもしれない。

当時、専売特許局長であつた高橋是清は、不平等条約撤廃を目指していた外務卿・井上馨と組み、外国人にも特許を与えるという法律改正をわざと遅らせ、不平等条約撤廃の交換条件に使うことを画策していたという話も残っている。

そして、我が国が「ベルヌ条約」と「パリ条約」に加盟したのは、1889年（明治32年）のことであつた。同じ年に「版權条例」が撤廃され、新たに「著作権法」が制定され、このような経緯から「日本の著作権は『鹿鳴館』の副産物」という捉え方もされている。



## (5) 万国著作権条約とアメリカ

現在の著作権制度の基本をなすのは、1886年に制定された「ベルヌ条約」であることは先にも述べた。この制度の下では、著作権は、特許や商標などの産業財産権（工業所有権）とは違い、登録することなく保護される「無方式主義」であることも述べた。

しかしながら、実は、アメリカがこのベルヌ条約に加盟したのは1989年のことであった。元々アメリカでは、特許などと同様に、著作権も文化保護というよりは、産業保護の観点で扱われていた。そのため、著作権の保護を受けるために登録を必要とする「方式主義」を採用していた。

そんなアメリカは、ベルヌ条約に対抗して、1920年に「パン・アメリカン条約」を成立させ、方式主義による著作権制度を維持してきた。交通が今ほど発達しておらず、物流も少なかった20世紀前半においては、2つの相反する条約が並行していてもさほど不都合はなかった。また、当時は国境を越えた著作物の流通はそれほど多くなく、一部の文学作品や映画が輸出入されていた程度であった。

ところが、第二次大戦後、航空機が交通の主役となり、迅速な物流が実現すると、著作物も国境を越えて多いに流通するようになった。こうなると、著作物の保護に関し、“登録を必要とする国”と“登録が不要な国”が混在している状態は甚だ不都合な状況を生みだした。ヨーロッパの著作物がアメリカに輸出されると、事前に登録をしておかない限り、まったく保護されないという状態に陥った。そこで、無方式主義のベルヌ条約と、方式主義のパン・アメリカン条約の橋をかける「万国著作権条約」が1952年に制定された。

万国著作権条約の目的は、登録を必要とする方式主義の国においても、登録を必要としない無方式主義の国の著作物が保護されるようにすることであった。そのために考え出されたのが©マークであった。著作者名と最初の発行年と共に©マークを表示してあれば、自国の著作物と同じ保護を他国の著作物にも与えるというものが、この条約の主な目的であった。

しかし、1989年にアメリカもベルヌ条約に加盟し、無方式主義を採用したため、“万国著作権条約に加盟し、ベルヌ条約に加盟していない国”は世界で10カ国程度となってしまう（両条約に加盟している国は100カ国を超える）、©マークの必要性もほとんどなくなってしまった。

### (Ⅲ) 著作権（著作者の権利）

著作権は、“著作者の財布を守る「著作財産権”と、“著作者のプライドを守る「著作者人格権”の2つに大別される。

#### (1) 著作財産権

著作財産権とは、著作者の財産を守る権利であり、これは「著作権」が英語で Copyright ということに起因し、イギリス流の著作権を参考に行っていることが分かる。以下では、著作財産権に含まれる権利をそれぞれ見ていく。

##### (ア) 複製権＜著作権法第 21 条＞

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著作者は、自らの創作物を複製する権利を有し、その権利を複製権という。複製権に基づいて、著作者は、自己の著作物の無断複製を禁止したり、他人に対して自己の著作物の複製を許諾したりすることができる。著作権が英語で Copyright（複製の権利）というように、複製権は著作権の最も根幹をなしている。

また、「複製」とは、著作物を印刷・写真・複写・録音・録画・その他の方法により、有形的に再製することをいう（2条1項15号）。具体的には、原稿の印刷、絵画の写真撮影、音楽の録音、テレビ番組の録画などであり、その媒体は、紙媒体、磁気媒体・デジタル媒体など種類を問わない。また、上演・演奏・上映・口述などの無形的再製は、複製権の対象ではなく、上演権・演奏権（22条）、上映権（22条の2）、公衆送信権・公伝達権（23条）、または口述権（24条）の対象となる。

##### (イ) 上演権・演奏権＜著作権法第 22 条＞

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（中略）上演し、又は演奏する権利を専有する。

著作者は、自らの創作物を公衆に直接見せたり聞かせたりすることを目的として、上演または演奏する権利を有し、これを上演権・演奏権という。上演権は、脚本や台本などの著作物の著作者などに与えられる権利であり、演奏権は、音楽の著作物の著作者に与えられる権利である。

上演とは、演奏（歌唱を含む）以外の方法により著作物を演ずることをいい（2条1項16号）、著作物を演じるということは、実演により著作物を提示することを言う。脚本や台本などに固定されている著作物を演劇・講談・舞踏などにより無形的に再製することが上演である。

演奏とは、実演により音楽の著作物を提示すること、すなわち、音楽の著作物を実演により無形的に再製することである。また、楽器だけでなく歌唱による再製も演奏である。

#### （ウ）上映権〈著作権法第22条の2〉

**著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。**

著作者は、自らの創作物を公に上演する権利を有し、この権利を上映権という。上映権は、元来は映画の著作物の映写について認められていた権利であるが、映写技術の進歩を受けて、1999年の著作権法改正により、視覚により認識される著作物一般の映写にも上映権を及ぼすことにした。

上映とは、著作物を映写幕その他に映写することをいい（2条1項17号）、これは、映画の著作物の映写だけでなく、絵画・写真・図形の著作物の静止画像を映写することという。

映写とは、本来は著作物の画像をスクリーン上に投影する行為であるが、ディスプレイ画面に画像を映し出すことも映写である。映写幕その他には、スクリーンのほかに、ディスプレイ画面も含まれる。

#### （エ）公衆送信権（送信可能化権を含む）〈著作権法第23条〉

- 一 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。
- 二 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

著作権者は、自らの創作物について、公衆送信を行う権利を有し、この権利を公衆送信権という。また、著作権者は、自らの創作物について、送信可能化を行う権利を有し、この権利を送信可能化権という。また、著作権者は、公衆送信される自らの創作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を有し、この権利を公伝達権という。

公衆送信とは、主に以下の4つが挙げられる。

- ①放送……TVやラジオのことで、無線により同時に同じ内容を送信すること。
- ②有線放送……有線による放送（CATV、有線音楽放送）のこと。
- ③自動公衆送信……インターネットなどによるインタラクティブ送信のこと。
- ④その他……ファックス送信やメールで多数に送信すること。

送信可能化とは、著作物その他の情報を自動公衆送信の可能な状態におくことをいう。つまり、サーバーに著作物をアップロードし、アクセスがあり次第に送信される状態にすることをいう。

#### （オ）口述権＜著作権法第24条＞

**著作権者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。**

著作権者は、自らの創作物を公に口述する権利を有し、この権利を口述権という。口述とは、朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達することをいう。

#### （カ）展示権＜著作権法第25条＞

**著作権者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。**

著作権者は、自らの創作物または発行されていない写真の著作物を公に展示する権利を有し、この権利を展示権という。

また、発行済みの写真の著作物に関しては、その写真の希少性が失われ、その展示が財産的利益を生むことも少なくなるため、展示権の対象からは外される。

(キ) 頒布権<著作権法第 26 条>

- 一 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
- 二 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

著作者は、自らが創作した映画の著作物を複製により頒布<sup>8</sup>する権利を有し、この権利を頒布権という。頒布権は映画の著作物にのみ適用される権利である。なお、映画の著作物を複製により頒布するとは、複製物の頒布により著作物を公衆に提供することであり、すなわち頒布権とは、劇場用の映画フィルムを特定の映画館に配給するか否かを決められる権利である<sup>9</sup>。

映画の著作物の著作者とは、制作・監督・演出撮影・美術などを担当して映画の著作物の全体的形成に寄与したものをいい(16条)、映画監督のことであると思えば大過は無い。

(ク) 譲渡権<著作権法第 26 条の 2>

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。（中略））をその原作品又は複製物（映画の著作物において（中略））の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

著作者は、自らの創作物（映画を除く）をその原作品または複製物の譲渡により公衆に提供する権利を有し、この権利を譲渡権という。

譲渡権は、自らの著作物が本や CD として販売される際に発生される権利であり、前述の頒布権と同様に、自らの著作物（複製物含む）を公に対し販売するか否かを決められる権利である。この権利は、1回その著作物が適正に販売されれば消滅し、次に販売される際（中古販売など）には効力を発揮しない。

<sup>8</sup> 頒布……分け配ること。配布。 小学館『新選国語辞典第八版』より。

<sup>9</sup> 以前は映画のビデオテープや DVD にも「頒布権」が認められていた。しかし、映画のビデオテープや DVD、ひいては、映画の著作物に類するテレビゲームの“中古品としての売買”も頒布権の侵害になるのではないかとの議論が生まれた。そこで、平成 14 年 4 月 25 日に最高裁で行われた「中古のゲームソフト販売事件」における判決では、「ゲームソフトは配給制の劇場版映画とは異なる」とし、頒布権のうち、「譲渡の権利は消滅する」との見解を示した。これにより、映画の著作物のビデオや DVD も、譲渡の権利は CD などと同様に 1 回の販売で消滅すると考えられ、中古販売は合法との結論に至った。

(ケ) 貸与権<著作権法第 26 条の 3>

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において（中略））の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

著作者は、自らの創作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を有し、この権利を貸与権という。貸与権も前述の頒布権や譲渡権と同じように、自らの著作物（複製物含む）を公に対し貸与できるか否かを定められる権利である。

具体的には、あるCDをレンタルショップでレンタル販売する際には、作詞・作曲者、歌手などの実演家、レコード会社の三者の「貸与権」をそれぞれクリアする必要がある<sup>10</sup>。

(コ) 翻訳権・翻案権<著作権法第 27 条>

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著作者は、自らの創作物を翻訳・編曲・変形・脚色・映画化その他翻案する権利を有し、この権利を翻訳権・翻案権という。この権利は、原作を基にして新たな著作物（二次的著作物）を創作する場合に関する権利で、翻訳・編曲・変形・そして小説のドラマ化などの翻案に対して、著作権者がそれを許諾するか否かを定められる権利である。

(サ) 二次的著作物利用権<著作権法第 28 条>

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

<sup>10</sup> なお、実演家とレコード会社の著作隣接権の貸与に対する「許諾権」は、CD 発売後 1 年に制限されており、それ以降は貸与に関して口出しはできない決まりである。その代わりに、発売から 1 年を過ぎると、レンタルされることの見返りとして報酬を要求できる「報酬請求権」が与えられる。

二次的著作物の原著作物の著作者は、時に二次的著作物の利用に関して、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を有し、この権利を二次的著作物利用権（二次的著作物の利用に関する原著作物の権利）という。

二次的著作物利用権は、原著作物が翻案された際に成立する著作権である。この二次的著作物利用権を行使することによって、二次的著作物の利用から生ずる財産的権利を取得することができる。例えば、自分が書いた小説がドラマ化や映画化された際に、そこからの収入を得られるというものである。

## （２）著作者人格権

著作者人格権は、著作者が自己の著作物について有する人格的利益の保護を目的とする権利である。これはフランス流の著作権法から派生したもので、またの名を「モラルライツ」と言われている。またこの権利は「一身専属」の権利であり、他人に譲渡することはできない。以下ではそれら著作者人格権について見ていく。

### （ア）公表権〈著作権法第 18 条〉

著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。（中略））を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

著作者は、自らの創作物でまだ公表されていないものを公衆に提供または提示する権利を有し、この権利を公表権という。つまり、未発表の作品を公表する権利は著作者本人にあり、「いつ・どのような方法で公表するのか」といった公表条件を決められる権利である<sup>11</sup>。

<sup>11</sup> この「公表権」をめぐる争われた有名な事件としては、平成 12 年 5 月 22 日に東京高裁で判決が出た「三島由紀夫手紙事件」というものがある。作家の三島由紀夫氏が生前に書いた手紙を、同氏が死亡した後に書籍として出版し公表したところ、遺族が訴えて、「著作者人格権」の侵害が認められた事件である。

(イ) 氏名表示権<著作権法第 19 条>

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。  
その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

著作者は、自らの創作物の原作品、または著作物を公衆に提供または提示する際に、実名または変名を著作者名として表示するか否かを決定する権利を有し、この権利を**氏名表示権**という。

著作者は自己の著作物を発表する際に、本名であれペンネームであれ、自分なりに著作者名をつけることができる。つまりそれは、“この作品はこの名前前で発表したい”という著作者の意志を尊重したものである。よって、その意思に反して、第三者が勝手に本名や別の名前で公表したり、公表後に変えてしまった場合には、「著作者人格権」の侵害を問える権利である。

(ウ) 同一性保持権<著作権法第 20 条>

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

著作者は、自らの創作物につき、自分の意に反して変更、切除その他改変を受けないものとし、著作者が有するこのような権利を**同一性保持権**という。この権利は、編曲や、小説の映画化などの翻案、替え歌、ものまね、パロディといった、元々ある原作を「いじって (変えて)」使う場合に、その変更を原著作者が認めるか認めないかを選択できる権利である<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> ちなみに、替え歌で有名な嘉門達夫氏は、自らの替え歌を CD 化して販売する際には、全ての権利者に許諾を申請して、許諾を得た作品だけを CD 化しているという。

### (3) 著作権の譲渡

「著作権」のうち、「著作財産権」は他人に譲渡することができる。ただし、前述したように、「著作者人格権」譲渡できない。

著作権の譲渡契約は、「財産権」としての著作権を完全に売り渡す場合と、「著作権の管理委託」との2種類がある。どちらにしても、著作物の譲渡は、その著作物を利用とする第三者に対して、許諾権限を移転されることであるため、原則としては譲渡した著作者が自分の作品を利用しようとする場合でも、譲渡先の権利者の許諾が必要となる。

例えば、音楽の著作権の譲渡契約は、一般に著作者と音楽出版社との間で「著作権契約」を交わし、著作権使用料の中から、音楽出版社のプロモートプロモート、および著作権管理代行料としての取り分と、著作者の取り分を明記し、その著作権管理をJASRACなどの著作権管理事業者に委託するケースが一般的である。



#### (IV) 著作隣接権

著作者が創作する著作物。しかし、それが広く世の中に伝わらなければ、著作者の才能が埋もれてしまうだけでなく、社会にとっても損失に繋がる。作品（著作物）を演じ、舞い、歌い、演奏することなどによって大衆に伝えられ、さらに、それを商品化することで作品を世の中に伝える伝達者。彼らの活動もまた、豊かな芸術・文化の創造に不可欠な存在と言える。

そして、現代ではレコード会社を始めとした“著作物の伝達者”は、著作物の複製・伝達技術の発達によって、レコード販売や放送事業などといった「産業」として成長している。しかし、技術の発達は負の側面として、逆に彼らをも“コピー”の脅威に晒すこととなった。

それに対処するために考え出されたのが、「著作隣接権」である。つまり、著作者の権利である「著作権」ほどではないにしても、自分達の商品（製品）にはそれなりの創意・工夫がなされていて、著作権と一体化して利用される「知的財産」として“準著作権ともいえる「著作隣接権」がある”という考えに立って認められた権利である。

著作隣接権は、著作権法によって、①「実演家」②「レコード製作者」③「放送事業者」④「有線放送事業者」の4者に限って与えられている。

①実演家……俳優、舞踏家、歌手、指揮者、演出家などのことで、歌ったり踊ったりといった実演する人を指す。そのため、誰でも「実演」すれば、法律上の「実演家」になる。

②レコード製作者……これは、レコード会社に限らず、CDなどを制作する音源になる「原盤」（マスターテープ）を最初につくった人のことをいう。

③放送事業者・有線放送事業者……テレビやラジオの放送局や有線放送局のことで、その局の番組で使用された音や映像に対しての権利が与えられる。

#### (V) 著作権の制限

著作権は、様々な理由により制限される場合がある。「著作権の制限」とは、“著作権によって我々の行為が制限される”というのではなく、“我々が生活する上で、著作権の効力が制限される場合がある”ことを指す。また、著作権を制限しても良いことは国際的な合意となっている。TRIPS協定13条および著作権に関する世界知的所有権機関条約10条は、「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の利益を不当に害しない特別な場合」には、締結国は、著作者に与えられる権利に制限または例外を国内法令において定めることができる旨を規定している。以下ではそれら著作物の制限について代表的なものを見ていく。

(1) 私的使用のための複製<著作権法第30条>

著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

著作物は、個人または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする際は、それを使用する者が複製することができ、このことを、著作物の私的使用という。これは、著作権法第21条に定められている「複製権」を制限したものである。

著作物を私的使用の目的で複製した後に行われた著作物の利用、例えば、複製物によって著作物を演奏・上映・口述・展示したり、複製物の譲渡または貸与したりする行為は、公衆を相手取る行為になり、私的使用の目的外となるため、そのような場合には著作権者の同意が必要となる。

また、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲」において使用することを目的とする複製とは、その範囲に属する者も社会的な目的を有しない自然人である場合における複製のことをいう。

(2) 図書館における複製<著作権法第31条>

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（(中略)）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（(中略)）を用いて著作物を複製することができる。

図書館においては、著作物をコピーすることができる。これは、調査研究目的のための複製であり、著作権が制限される場合の1つである。しかし、複製の作業を行うのは図書館であり、さらに、無制限に複製が許されるわけではない。著作権法第31条では、複製が許される場合が列挙されている。

- ①政令で定める図書館において複製すること。
- ②非営利の事業として複製を行うこと。
- ③図書館の図書、記録、その他の資料の複製であること。
- ④利用者の求めに応じ、調査研究の用に供するために行うこと。
- ⑤公表された著作物の一部を複製すること。

⇒ 具体的には、

- ① 著作権法施行令第1条の3において、図書館とは、国立国会図書館、学校教育法の高等専門学校、大学などの学校教育法で設置された図書館など。
- ② 図書館が、コピー代を超えて高額な料金を請求してはならないということ。
- ③ これには書籍のみならず、雑誌・CD・光ディスクなども含まれる。
- ④ 利用者の求めがあつて初めて複製を行うことができる。また、「調査研究」は広く解釈され、必ずしも、学者が行うような高度な研究だけでなく、例えば、学生による研究の複製も含まれる。
- ⑤ すなわち、本を丸ごと1冊複製することはできない。通常50%未満とされている。ただし、発行後相当期間を経過した雑誌<sup>13</sup>などの定期刊行物については、全部を複製することが許されている。

その他にも、

- ⑥1人につき1部コピーすること。
- ⑦図書館資料の保存のために必要である場合。
- ⑧他の図書館の求めに応じて、絶版などの理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合。

### (3) 引用による利用<著作権法第32条第1項>

公表された著作物は、引用して利用することができる。  
この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

他人の著作物を引用することは認められており、これも著作権が制限される場合の1つである。しかし、これは無制限に認められるものではなく、昭和53年3月28日の最高裁判決では、

- ①「引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ」⇒ 区別できること
- ②「前者が主、後者が従の関係がある」⇒ 主従の関係にあること  
があることが必要だとの見解が示された。

<sup>13</sup> 「発行後相当期間を経過した雑誌」とは、次号が刊行された雑誌のことをいう。

(4) 教育機関における複製<著作権法第 35 条第 1 項>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

学校その他教育機関において教育を担当する者および授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

学校とは、学校教育法上の学校のことをいい、国公立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園・専修学校・各種学校のことである。

また、その他の教育機関とは、非営利のものに限られる。例えば、公民館・青年の家・教員の研修を目的とする教育センター・職業訓練所などが挙げられる。私人の経営する学習塾や、会社の職員研究所などは、営利を目的とする教育機関であるので除かれる。

(5) 試験問題としての複製<著作権法第 36 条>

- 一 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 二 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験または検定の目的上必要であると認められる限度において、当該試験または検定の問題として複製することができる。

また、営利を目的として著作物を複製する者は、著作権者に対して、通常の使用料の額に相当する額の保証金を払わなければならない。これは、受験予備校などが行う、全国模擬試験の問題の作成などが想定される。しかし、受験料を徴収して行われる入学試験などは、営利目的をもって行われるものではない。徴収される受験料は、著作物としての試験問題の提示または提供について受ける対価ではなく、試験実施のための実費として考えられているからである。

そして、複製者は、著作物の出所を明示する慣行がある際は、その複製物の様態に応じて合理的と認められる方法及び程度により、これを明示しなければならない（48条1項3号）。著作物を翻訳して際は、二次的著作物の出所のほかに、原著作物の出所も明示しなければならない。

（6）非営利・無料・無報酬の上演等〈著作権法第38条第1項〉

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、  
公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。  
ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家  
又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

公表された著作物は、営利を目的とせず、聴衆または観衆から料金を受けず、実演家または口述を行うものに対して報酬が支払われないときには、公に上演・演奏・上映・口述することができる。これは、所定の要件の下に、上演権・演奏権（22条）、上映権（22条の2）、口述権（24条）を制限したものである。しかし、これらの制限はあくまでも、“公衆送信は除いた”上に成り立っている。

非営利・無料・無報酬の行為としては、例えば、学芸会における演劇の上演、音楽の授業におけるCDの再生、美術の授業における写真や漢画の上映、国語の授業における教科書の朗読などが挙げられる。

また、一見非営利・無料・無報酬の活動に見えるが、実は営利・有料・報酬が有る活動であるのは、例えば、スーパーの売り場にBGMを流すことやチャリティ演奏、無料であってもスポンサーが出演者に報酬を支払っている活動などが挙げられる。

## (VI) 著作権侵害

著作権者の許諾なく著作物を利用する行為は、著作権が制限されている場合や、権利規定の適用が除外されている場合を除き、著作権を侵害する。著作物を利用する行為については、大別すると、

- ①著作物を複製する行為 (21 条)
- ②著作物を公衆に提示する行為 (22 条～25 条)
- ③著作物を公衆に提供する行為 (26 条～26 条の 3)
- ④著作物を翻案する行為 (27 条)

がある。これらの行為により著作権が侵害されたものは、侵害に対して、差止請求 (112 条)、損害賠償請求 (民 709 条)、または不当利得返還請求 (民 703 条) をすることができる。告訴を行えば、侵害者の刑事責任を問うこともできる。また、著作者人格権が侵害された場合には、著作者が名誉回復等の措置請求をすることができる (115 条)。

### (1) 差止請求<著作権法第 112 条>

- 一 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
- 二 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

著作権者は、著作物を侵害する者または侵害する恐れのある者に対して、侵害の停止もしくは予防または侵害組成物廃棄などを請求することができる。これらの請求は、差止請求と称される。

また、著作権者が複数人いる場合には、他の全員の著作権者の同意を得ることなく、各人において差止請求を行うことができる (117 条)。

出版権者も、出版権の及ぶ範囲内における複製権の侵害について、出版権の侵害を理由として、差止請求を行うことができる (112 条)。著作隣接権者も、その利用する著作物について著作権の侵害があったときは、著作隣接権の及ぶ範囲内における著作権の侵害行為について、著作隣接権の侵害を理由に、差止請求を行うことができる (112 条)。

## (2) 損害賠償請求<民法第 709 条>

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

著作権の侵害は、他人の権利を侵害する行為であるから、不法行為の一種である。したがって、行為者に故意または過失があるときは、著作権者は、そのものに対して、損害の賠償を請求することができる。

### ・逸失利益額の算定<著作権法第 114 条第 1 項>

逸失利益額とは、本来は著作権侵害がなければ、著作権者が販売することのできた物または受信複製物（真正品）の単位数量当たりの利益額に、権利侵害により著作権者が販売することのできなかつた真正品の販売数量を乗じた額である。つまり、計算式に表すと、

$$\text{逸失利益額} = \text{譲渡した物の数量} \times \text{単位数量当たりの利益}$$

ということになる。主にこれが損害賠償として請求される。

## (3) 不当利得の返還請求<民法第 703 条>

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（中略）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

著作権者は、著作物の無断利用者に対して、不当利得の返還を請求することができる。

不当利得の返還請求は、損害賠償請求と比べ、

- ①著作物の無断利用者に故意または過失があることを必要としない。
- ②損害賠償請求よりも消滅時効期間が長い。
- ③著作権者の損害額よりも無断利用者の不当利得額の方が多いたことがある。
- ④悪意の受益者に対する場合を除き、現存利益の返還を求めることができるだけである。

といったような特徴が存在する。

(4) 刑事罰<著作権法第119条>

- 1 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（(中略)）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（(中略)）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第三項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）
  - 二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者
  - 三 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
  - 四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
- 3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

著作権を侵害した者には、原則として、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が科せられる。併科の規定が存在するのは、懲役刑に執行猶予がついた場合にも、侵害者に財産的制裁を科することができるようにしたためである。

例外として有名なのは、法人が著作権侵害を行った場合は、3億円以下の罰金であることと、優勝著作物の著作権を侵害する自動公衆送信であることを知りながら、その送信を受信して、その著作物を私的に使用する目的をもって、自らデジタル方式の録音または録画（違法ダウンロード）を行い、著作権を侵害した者は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその両方が科せられる、ということであろう。

#### (5) 親告罪<著作権法第123条第1項>

**第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。**

著作権侵害の刑事罰については、大部分が親告罪となっている。「親告」の“親”とは、手紙などで本人が開封するようにと「親展」と書く場合と同じ意味で、「みずから、自分で」ということである。

つまり、著作権侵害として刑事罰を与えるためには、被害者本人の意志によって著作権侵害の事実を把握し、その上で告訴をする必要がある。

#### (VII) まとめ

今回は、著作権制度の基本中の基本について見てきた。著作権制度の意義とは、「著作家たちのための法律を作ることによって、著作家たちの経済的・人格的利益を守り、ひいては次の著作物を創作するインセンティブを育み、以って文化の発展を促す」ということである。あくまでも、「著作家たちの利益を守る」ことは“手段”であって、「文化の発展」こそが“目的”である。そう、著作権制度とは、著作家たちに独占的に権利を与え、我々の自由妨げるような制度では全く以ってない。文化の発展は、ひいては、我々自身の生活を実りあるものへと変えてくれる。著作権制度とはそれを達成するために設けられている制度であることを忘れてはならない。

最後に、本勉強会を通じて、皆さまに少しでも「著作権」の意義について伝わったのなら幸いである。インターネットが普及し、我々は今までとは違った“著作権との向き合い方”をしている。違法アップロードや違法ダウンロードを始めとした著作権侵害行為は後を絶たない。このような、“新たな”時代において「著作権制度とは如何にあるべきか」。本勉強会が皆さまの著作権制度に対する興味・関心を育み、これからの著作権制度について少しでも考え、議論のネタにいただければ、筆者にとってこれほどの喜びはない。

## **(VIII) 参考文献**

- ・ 渋谷達紀『著作権法』中央経済社, 2013
- ・ 上原伸一『クリエイトする人たちのための基本からの著作権』商事法務, 2011
- ・ 林幸助『ちょっと待って、そのコピペ！ 著作権犯罪の罪と罰』実業之日本社, 2008
- ・ 奥田百子『なるほど図解 著作権法のしくみ』中央経済社, 2009
- ・ 福井健策『著作権の世紀』集英社, 2010
- ・ 秀間修一『すぐに役立つ 音楽著作権講座』シンコーミュージック・エンターテイメント, 2010
  
- ・ 『著作権法』 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>  
(2013年12月16日アクセス)
- ・ 『民法』 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M29/M29H0089.html>  
(2013年12月20日アクセス)
- ・ TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット『発光ダイオード論文事件』  
<http://202.248.47.42/lexbin/ShowSyoshi.aspx?sk=635229609126930000&pv=1&bb=27755045> (2013年12月18日アクセス)
- ・ 『著作権』『相対権』『ベルヌ条約』日本大百科全書(ニッポニカ), JapanKnowledge  
<http://www.jkn21.com>  
(2013年12月18日アクセス)
- ・ 『工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約』法律用語辞典(第4版), JapanKnowledge <http://www.jkn21.com> (2013年12月18日アクセス)
- ・ 『図書館等における複製』 <http://www.med.nagoya-u.ac.jp/medlib/guide/copyrightlaw31.html> (2013年12月20日アクセス)
- ・ 『知的財産権の種類』 [http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm) (2013年12月19日アクセス)